

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
の場合は、そ
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 保険医の登録
- 保険医療機関の指定
- 診療所を廃止した旨の届出
- 生活保護法による医療機関の指定
- 診療所を廃止した旨の届出
- 生活保護法による医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 肥料の分析検査の結果の概要
- 土地改良区の設立認可
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の認可

解除予定の保安林にする旨の通知

基本測量を実施する旨の通知

公共測量の実施を終わつた旨の通知

基本測量の実施を終わつた旨の通知

土地の用途廃止

河川区域の廃止

道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第八百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
遠藤 静男	松江市北堀町一八三	鳥医 一、四〇三	昭和四十三年十月三十日

鳥取県告示第八百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
本田内科医院	米子市昭和町七の一	内科、小児科、理学診療科	本田 恭治	昭和四十三年十一月十八日	乙表点数表
岩本診療所	西伯郡名和町大字御来屋一〇一八	内科、小児科、放射線科	岩本 滋弥	十二月一日	"
岸 齒科医院	鳥取市東品治町一八	齒 科	岸 正典	"	齒科点数表

鳥取県告示第八百二十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止年月日
本田 内科	米子市昭和町六四の七	内科、小児科、理学診療科	昭和四十三年十一月十七日

鳥取県告示第八百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十三年十一月十八日	本田内科医院	米子市昭和町七の一	内科、小児科、理学診療科	本田 恭治

鳥取県告示第八百四十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止年月日
福田 医院	西伯郡西伯町法勝寺三二二三の二	内科、小児科、放射線科、産婦人科	昭和四十三年十月二十四日

鳥取県告示第八百四十二号

生活保護法（和年二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年十月二十五日	稲田 医院	西伯郡西伯町法勝寺三二三の二	内科、小児科、放射線科、産婦人科	中曾 良逸

鳥取県告示第八百四十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十三年十一月十七日	本 田 内 科	米子市昭和町六四

鳥取県告示第八百四十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和四十三年十一月十八日	本 田 内 科	米子市昭和町七一

鳥取県告示第八百四十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年一月から六月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不 合格点数
硫酸アンモニア	川鉄化学株式会社	二	〇
腐植酸アンモニア肥料	宇部興産株式会社	三	〇
過りん酸石灰	北炭化成工業株式会社	三	〇
硫酸加里	西部化学工業株式会社	二	〇
硫酸加里	チッソ株式会社	二	〇
塩化加里	大倉商事株式会社	二	〇
魚荒かす粉末	株式会社 中田商會	三	〇
蒸製骨粉	佐 納 清	三	〇
大豆油かす粉末	フアミリー製油株式会社	三	〇
なたね油かす粉末	日清製油株式会社	三	〇
わたみ油かす粉末	摂津製油株式会社	三	〇
ひまし油かす粉末	丸全製油株式会社	三	〇
第一種複合肥料	住友化学工業株式会社	六	〇

鳥取県告示第八百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西郷土地改良区の定款の変更を昭和四十三年十二月十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、海士土地改良区の定款の変更を昭和四十三年十二月十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百五十号

昭和四十三年八月二十日付けで海士土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（湯山地区ほ場整備及び農地造成）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
福部村大字細川六六三の五 海士土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十一号

昭和四十三年八月二十九日付けで細川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（細川地区ほ場整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十三年十二月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
福部村大字細川六六三の五 細川土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十二号

昭和四十三年七月三十一日付けで郡家町長から申請のあつた土地改良(福地地区農道橋整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十三号

昭和四十三年十月二十五日付けで郡家町長から申請のあつた土地改良(池田地区農道橋整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十四号

昭和四十三年十月二十五日付けで用瀬町長から申請のあつた土地改良(金屋地区農道橋整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十五号

昭和四十三年九月三日付けで気高町長から申請のあつた土地改良(会下地区農地造成及び農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二項において準用する同法第八條第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場、青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十六号

昭和四十三年十月二十五日付けで用瀬町長から申請のあつた土地改良(美成地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二項

項において準用する同法第八條第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十七号

昭和四十三年十月七日付けで西伯郡会見町荻名一六九番地奥田和文ほか九人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十八号

昭和四十三年十月七日付けで西伯郡会見町田住四三五番地小林晃ほか二十三人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めため、同法第九十五条第三項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字赤松字池ノ奥一七〇〇の五七、一七〇〇の六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡那家町大字山志谷字金山二九六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量(一等重力測量)

二 作業期間 昭和四十三年十二月十七日から

昭和四十三年十二月二十日まで

三 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第八百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 通信地図修正測量

二 作業地域

倉吉市 鋤、横田、尾原、国分寺、大谷、上神、寺谷、和田、福守、北面、福光、北野、生田、黒見、小鴨、上古川、石塚、蔵内、東鴨、大宮、岩倉、広瀬、耳、鴨河内、福山、菅ヶ原、富海、米田、不入岡、国府、別所、津原、谷、穴沢、下大江、穴窪、中江、井手畑、下古川、古川沢、小田、新田、清谷、福庭、伊木、八屋、上余戸、下余戸、大原、栗尾、海田、山根及び上井

三 終了年月日 昭和四十三年十一月十三日

鳥取県告示第八百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量(四等三角測量)

二 作業地域 西伯郡淀江町、日吉津村、大山町及び米子市

三 終了年月日 昭和四十三年十一月二十四日

鳥取県告示第八百六十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年十二月十日から用途廃止した。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方尺)	用途
	岩美郡岩美町大字浦富字長樹七二八番地先から 七二四番地先まで	一〇七・八六	道路敷
	字宮ノ谷口七二四ノ一番地先から 字長樹七二二ノ二七番地先まで	一〇七・四六	水路敷

鳥取県告示第八百六十五号

千代川水系に係る指定区間の一級河川有富川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百六十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年十二月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市旗ヶ崎七八六 東 森 丈 一	米子市旗ヶ崎四六八の二三の一部 四六九の一部	幅員 五・〇〇 延長 四六・四〇 メートル

鳥取県告示第八百六十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年十二月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市田島四ツ折田 山 川 熊 蔵	鳥取市田島四ツ折田一七八の四 一七八の二一	幅員 四・〇〇 延長 五〇・〇〇 メートル
鳥取市片原二丁目〇五 湖南開発有限会社 代表取締役 森 岡 祐太郎	鳥取市高住字門塔下、二二七 二二七の 二二八の一部 二二八の四 湖山町高住門塔下 三三三の四 三三三の四 三三三の七 三三三の九 三三三の三	幅員 四・〇〇 延長 一〇七・六〇 メートル

鳥取県告示第八百六十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年十二月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

